

National Association of Crime Victims and Surviving Families  
NAVS

# ニュース・レター

VOL.28 2006.12.20  
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773  
FAX: 03-5319-1774

## 「あすの会」の活動に、今、世界の熱い眼差しが

VOICE

常磐大学理事長 諸澤英道

地球上の各地で、今、被害者の権利確立のための熱い闘いが続いている。その先駆となったのは、1950年代末にイギリスで起きた被害者運動であり、マージャリー・フライの「被害者のための正義(Justice for Victims)」という標語が、その理論的支えとなった。被害者運動は、1960年代に被害者補償制度を、1970年代にはボランティアによる被害者支援活動をもたらした。やがて学者や専門家もこの考えに同調し、1980年代に入ると欧米諸国では被害者保護のための法整備が進み、国連での取り組みも始まった。20世紀末には、欧米の国々で「被害者の権利」と「被害者の人権」は常識になったと言つてよい。他方、目を国内に転ずれば、「被害者の権利などという言葉はない」とか「人権という言葉は国家刑罰権に苦しめられている犯罪者のためのものである」といった、半世紀以上も前の議論がまかり通っている。正に、滑稽と言わずして、何と言えようか。

ところで、現在世界には、欧米の被害者対策先進国を追いかけている日本のような「発展途上国」と、今以てまったく取り組みがなされていない「後進国」とがある。大雑把に見て、先進国と言えるのは世界の約2割の国で、発展途上国が3割、残りの5割が後進国である。国連犯罪防止会議や世界被害者学会に参加すると、決まったように後進国にどのように働きかけるかが問題となる。また、国際的な被害者

支援ネットワークとして昨年創設された「国際被害者援助機構 (IOVA)」をはじめ、アメリカの「全米被害者援助機構 (NOVA)」、イギリスの「全英被害者支援協会 (NAVSS = National Association of Victim Support Schemes)」、ドイツの「白い環 (Weißer Ring)」、フランスの「全仏被害者援助仲裁機関 (INAVEM)」などでも、被害者支援の環をどのように地球規模で広げていくかが議論されている。

私は、2003年7月に南アフリカのステレンボッシュで開催された第11回国際被害者学シンポジウムの基調講演で「あすの会」の取り組みを紹介したのであるが、これがきっかけとなって、諸外国の専門家の眼差しが日本に向かされることになった。その後、2004年12月にイタリアのコーマイナーで開催された国連国際学術専門評議会、2005年12月にオランダのティルバーグで開催された被害者問題専門家会議などでも主催者側の求めに応じて、日本の現状を紹介し、同時に、「あすの会」が如何に苦戦を強いられているかも説明した。被害者学者にとっては、世界的規模での被害者の権利獲得が重要な課題であり、「あすの会」の取り組みがどのように遂げられていくかが気になるところである。

そのような中、今年8月20日から25日にかけてアメリカのフロリダ州オランドで開催された第12

## — INDEX —

VOICE 「あすの会」の活動に、今、世界の熱い眼差しが………	1~2
犯罪被害者等基本計画の進め方を考える……………	2~3
法律まめ知識……………	3
国家賠償裁判判決……………	4
会員の声……………	5
活動報告／幹事会・集会・弁護団会議の報告／報道おぼえがき……………	5~12
運営の基本・会計／あとがき……………	13

回国際被害者学シンポジウムでは、是非、岡村先生に「あすの会」の取り組みについての特別講演をお願いしたいという要請があったのであるが、今回は状況が許さず、断念することとなった。2009年に常磐大学で開催される次回シンポジウムには、是非御登壇願いたいと考えている。欧米では、人々が権利を求めて立ち上がり、政府に政

策の転換を訴え、制度を変えていくというのが、民主国家の原点とされている。そのような歴史と価値観をもつ先進諸国の人々にとって、日本の動向は気になるところであり、後発型民主国家がこの問題にどのように取り組んでいくのかに、世界の眼差しが注がれている。

## 犯罪被害者等基本計画の進め方を考える

### 法制審議会の様子=附帯私訴と公訴参加について=

弁護士 高橋 正人

「被害者が刑事裁判に参加すると被告人の発言が萎縮し、言いたいことが言えなくなる、もし、附帯私訴の判決に仮執行宣言をつけられたら、お金のある被告人にとっては問題のある制度になるから止めて欲しい」こんな問題点がまことしやかに、ある委員から提起された。今、進めている法制審議会での一幕のことである。

本年9月、法務大臣から法制審議会に対して、附帯私訴（刑事の裁判官が同じ証拠をつかって民事の裁判も行う制度）と公訴参加（被害者が検察官の隣に座り、被告人に直接質問したり、最後に求刑意見を述べたりする制度）について審議するように諮問があった。これを受けて、翌10月から、多数の刑事と民事の学者、弁護士、最高裁、検察庁、法務省などの有識者が集まって、審議が始まった。既に5回の審議が終了している。岡村代表幹事も委員として出席し、私も毎回随行させて頂いている。

審議会の様子は、学者も最高裁も法務省も検察庁も、もちろん岡村代表幹事も、皆、被害者のための制度はどうあるべきかという視点から、具体的な制度を構築するための前向きの議論を真剣に行っているという雰囲気である。後ろから見ても、頗もしく感じる審議会だ。

ところが、ごく一部の委員から、被告人の利益を擁護する観点からののみの意見が毎回出され、他の委員は「またか」と言った雰囲気で、白けてしまう場面がある。それが先に述べた発言だ。

そもそも、被害者を前にすると、被告人が真実を話せなくなるというのは、まやかしだ。本当に何もしていないのなら、被害者の前であっても堂々と発言ができるはずだ。供述が萎縮するというのは、被害者と対峙して流石に本当のことを言わざるを得なくなり、嘘の弁解のための発言が萎縮するに過ぎないのである。特に、将来の被害弁償の話になるとその傾向が強い。だからこそ、被害者には参加しないで欲しい、被害者を蚊帳の外において、でたらめを言って罪を少しでも軽くしたいというのが彼らの本音だろう。

また、賠償金の支払いを命じる附帯私訴の裁判に仮執行宣言をつけると、裁判が確定しなくとも、被告人の財産に対し直ぐに強制執行を行うことができるが、これではお金をもっている被告人はたまらんから、止めてくれというのである。私は、こういう人達にあえて言いたい。では、被害者は、身も心もぼろぼろにされた上に、さらに賠償金を取ることも諦めてただただ黙っている、とでも言うのか。

たとえ、一部の委員であるにせ、日本の法曹界をリードする有識者の中に、このような考えをもっている方がいるというのは情けない。そういうことを言う人達は、気がついた時には、社会から2周・3周遅れで取り残されることになろう。目を覚まして欲しいものである。

### 附帯私訴

弁護士 京野 哲也

法制審議会では、かねて「あすの会」において要望している附帯私訴についても審議されています。

附帯私訴とは、加害者を裁く刑事裁判において、その手続を利用して、損害賠償請求などの民事の裁判もしてもらえるようにする制度です。

現状では、犯罪被害者は、加害者に対して民事の判決を得ようしたら、刑事裁判とは別に、わざわざ民事訴訟を提起しなければなりません。そのための、経済的、労力的、費用的、また精神的な負担はとても大きなものがあります。そこで、刑事裁判の手続を利用して、一回で決着を付けることができるようするために必要な手続なのです。

そこで、「あすの会」では、研究を続けて、2005年（平成17年）10月に「附帯私訴制度案要綱」を公表しています。

「あすの会」の要綱は、すぐにも導入できるように、よく練って現実的な案にしましたが、法制審議会での議論としても、あすの会の案をベースに検討されています。もちろん、細かい点については、具体的

な法制化を待たなければなりませんが、ほぼあすの会の案に近い内容の附帯私訴が実現しそうです。

## 犯罪被害者補償制度

弁護士 池田 剛志

### 1 なぜ、新しい犯罪被害者補償制度が必要か。

犯罪被害者やその遺族は、被害直後から医療費、カウンセリング費、葬儀費等の金銭の支出を余儀なくされます。これらは健康保険等でカバーされる部分を除き自己負担です。また、休業したり、一家の支柱が死亡した場合に必要となる生活費も自己負担です。このような負担自体大変な苦痛ですが、重い障害が残ったり、一家の支柱が亡くなつて幼子が残された場合などは、その後の長い年月にわたつて生活費等の捻出に苦しむことになります。また、介護費用、車椅子購入費、住宅改造費等の負担も必要となります。

現行法の「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(以下、「犯給法」といいます)では、重傷病給付金(3日以上の入院、全治1ヶ月以上が必要。支給対象期間は1年)の制度により療養費の自己負担分が後で支給されますが、一旦自費で支払わなければならず、カウンセリング費、介護費、車椅子購入費、住宅改造費などは支給されません。休業補償もありません。また、遺族給付金、障害給付金が一時金として支給されますが、諸外国の給付金額と比較するとはるかに低額です。仮給付の制度も機能していません。上記のような犯罪被害者の需要に応えているとは到底言えません。

### 2 「あすの会」の考える補償制度の姿

犯罪被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています(犯罪被害者等基本法第3条1項)。そして、その尊厳にふさわしい処遇とは、上記のような犯罪被害者の需要に応え、事件以前の生活水準を回復するに足りる補償金を支給することです。犯給法が犯罪被害者の需要に応えていない以上、従来の枠組みにとらわれない、新しい犯罪被害者補償制度を作らなければならないと考えています。

その具体的な内容については現在も検討中であり、あすの会の犯罪被害者補償制度案要綱として内容が確定するに至っておりません。確定でき次第、会員の皆様にお知らせするようにいたします。

### 3 現在の状況

犯罪被害者補償制度については、現在、「経済的支援に関する検討会」が月1回のペースで開催され、「あすの会」では白井弁護士が構成員となって参加しています。実質的な議論が8月25日の検討会から始まったばかりで、議論はこれからです。原状よりも手厚い補償を行うという点では構成員間で共通の認識があるのですが、厳しい国家財政の中、犯罪被害者等基本法の理念の実現は容易ならざるところです。

## 法律まめ知識 ⑳

## 執行猶予

執行猶予(しきこうゆうよ)とは、被告人が判決で懲役などの刑を言渡されても、すぐに刑務所に入らず一定期間社会生活を送り、社会の中で更生する機会を与えようという制度です。この期間に被告人が何も罪を犯さなかったときは、刑務所に入れられません。ただし、被告人を無罪にしてしまうものではありません。

判決で、「被告人を懲役3年に処する。この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する」というように言渡されているものがこの執行猶予です。

もしも、被告人が一定期間中にまた罪を犯したら、前の刑と新しい刑と2つの刑をあわせた長い刑が科されることになります。

また、執行猶予は、殺人罪や強盗罪などの重い罪にはほとんど与えられませんし、過去に何度も罪を犯している者にも与えられません。

◇ 法律まめ知識で取り上げてほしいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。

## 国家賠償裁判判決

最高裁で二つの国家賠償裁判の判決が出ました。お二人にお気持ちをお書きいただきました。

「桶川ストーカー殺人事件」最高裁判決を聞いて

猪野憲一・京子

平成18年8月30日、最高裁判所は、市民・被害者に対し最悪の判決を行いました。

私たちの娘、詩織の事件は、犯罪被害にあった者が身の危険を感じて、警察に「助けて下さい!」、「助けて下さい!」と何度も救いを求めて出向いたのに、助けてくれるどころか捜査もせずに、男と女の痴話げんか、民事不介入等と言われ、放っておかれたのでした。それでも犯人達からの度重なる嫌がらせ、攻撃に耐えられず警察に出向くと、告訴状を書けば警察は動いてやると言われ、娘が辛い思いをするのを覚悟の上で告訴状を提出したのです。しかし、その告訴状すら警察は改ざんし、捜査を行わないまま5ヶ月が過ぎ、最後には娘は犯人たちに殺害されてしまったのです。

警察側の記者会見を見てもはっきりとわかるように、警察にはこの事実に関して責任があります。警察が告訴状の改ざんと捜査怠慢の事実を認める調査報告書を作成したこと、そして埼玉県警察本部長が自宅を訪れ亡き詩織に手をあわせ、「詩織さん並びにご両親の訴えを真摯に聞いていれば、娘さんが殺害されることは無かったと思うと痛恨の極みであります。」と涙を流し謝罪までしたことを私たちは忘れてはいません。私たちは、この時点で警察が言ったことは真実であると思っていました。しかし、裁判になると警察は、「調査報告書は私たち家族が騒いでいるのを鎮めるために仕方なく作成したものにすぎない。」と開き直り、また、「詩織さんの殺害と警察の捜査怠慢の因果関係はない。また、もともと事件すら、危機感すら、ストーカー行為すらこの家族たちには無かった。」と述べるまでになってしまったのです。

それでも私たちは、日本の司法が、裁判所が、公平かつ公正に事実を見つめ、的確な判断を下してくれることに大きな期待をよせていましたが、市民を、正義を守るよりも、官が官の組織をまたもや守る結果になってしまったのです。この国には全く正義はなく、市民を守る警察も、司法もないことが判りました。悔しさを通り越し、なんとも恥ずかしい限りの日本の司法の現実です。

この判決により、日本が、先進国と比べると民主的な解決ができない、判断力のない非常に怖い国になってしまう危険性・方向性が示されました。先進的民主国家から10年も20年も大きく後退してしまったことに、司法・裁判所の大きな責任があると感じ憤慨しています。警察は、これで大きな不正を犯しても安心して過ごすことが出来るのです。こんな世の中でよいのでしょうか。後に続く悲しい被害者はどうすればよいのでしょうか?「弱い市民・被害者は泣き寝入りしろ!」裁判所は、まさにそう言っているのです。こんなことは絶対に許すことは出来ません。正義を思って今を生きぬく民主的な市民である限りこの戦いに終わりは無いでしょう。

**国家賠償裁判判決について**

尾ノ井 廣行

私の妹は、元交際相手の男に殴る・蹴るの、DV、ストーカー被害を受け、警察に何度も助けを求めていたにも関わらず、肋骨骨折の怪我を負わされ、警察が加害者に対し、誓約書を書かせ放置し殺人という最悪の結果を招いた事件です。

最高裁上告棄却決定を聞いて、なぜ警察に責任がないのか、改めて怒りが込み上げて、裁判所に対して深く失望しました。

1審・2審で「ストーカー行為が繰り返されて危険が迫っていたのに、県警は男に厳重な注意をせず、加害行為の防止のために組織的な警察活動ができるような措置を講じなかったことは違法である」と認め置きながら「男の一連の行為が復縁を求めての暴行、脅迫で、凶器を利用していないことに照らすと、警察が殺人事件を予期しなかったことに責任はない」などと馬鹿げた理由をつけ、死亡との因果関係を認めなかつた。国民を守る義務を放棄した警察になぜ責任が無いのでしょうか。

いまだに、同様の被害者が後を絶たない現実に、社会が早く気づいて、警察や司法の判断を変える日がくることを強く望みます。

## 会員の声

渡辺 保

私の愛娘（22歳）は2000年10月16日の夜、駅から自宅まで歩いて帰る途中、首を包丁で刺され殺害されました。犯人がみつからず、気持ちの整理がつかないまま悶々と日々を過ごしていました。3年が過ぎた頃、近所に住む娘の中學時代の同級生だった男が自首してきました。私たちは犯人がこんなに近くにいたことに驚き、大きなショックを受けました。

裁判では、被告は自首したにも関わらず、法廷内で無罪を主張し、都合の悪いことや不利なことは、黙秘権行使し、嘘つき放題でした。特に、1審判決時に被告が私たち家族に向かって「お前が迎えに行かなかったから、娘は死んだんだよ」と大声をあげて退室していったことは私たちに大きな傷を残しました。一方、被害者の遺族で、事件の当事者の私たちは、控訴審を含めた全28回の公判を法廷外の傍聴席でただ黙って聞いているだけでした。意見や思いを表す場はほとんどありませんでした。

去る8月1日、一緒に闘ってきた妻が踏切事故で亡くなりました。妻は事件後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断され、正常な判断ができなくなることがときおりありました。新聞等では自殺と報道されましたが、私は絶対に自殺ではないと思っています。

8月29日、東京高裁で1審の「無期懲役」の判決を支持した判決が言い渡されました。被告は判決を不服とし、最高裁に上告しました。娘だけでなく妻をも死に追いやつてなお、罪を認めず、反省のかけらもないのです。

犯人に殺された娘だけでなく、まわりの人間もみな被害者なのです。長女も妻も亡くなり、次女と私が残されましたが、これからも二人で力を合わせて一生懸命生きていきたいと思います。

## 活動報告

### 6月2日 第2回支援のための連携に関する検討会に出席

構成員として本村幹事、随行員として高橋弁護士、大澤弁護士が出席した。検討されるべき論点や、今後検討会で実施されるヒアリングと海外及び国内での調査を含めた今年夏ごろまでのスケジュールについて議論された。本村幹事は被害者であることを証明する手帳を公的機関が発行するのがよいと提案した。

### 6月3日 第48回全国矯正展参加

「あすの会」の資料を展示了。

6月18日 ひょうご被害者支援センター主催シンポジウム「犯罪被害者等基本計画について学ぼう」～犯罪が発生すると加害者の人権は認められ、被害者の人権は損なわれる これでいいのか！～に参加  
高橋弁護士が「犯罪被害者等基本計画について～犯罪被害者は証拠品ではない！～」と題して話した。また、その後のパネルディスカッションに本村幹事とともにパネリストとして参加した。

### 6月21日 第3回経済的支援に関する検討会に出席

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士、池田弁護士が出席した。被害者への経済的支援に関連すると思われる我が国の社会保障・福祉制度（①医療保険制度②公的年金制度③介護・障害者福祉）について説明がなされた。

### 6月23日 第2回大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議にて講演

林幹事が、被害者の活動の歴史や、被害者に対する行政の協力の必要性を話した。

### 6月30日 第4回経済的支援に関する検討会・第3回支援のための連携に関する検討会・第3回民間団体への援助に関する検討会合同会議に出席

構成員として白井弁護士、林幹事、本村幹事、随行員として高橋弁護士、松畑弁護士が出席した。4人の有識者がイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス各国の被害者対策の実情を説明した。ドイツの補償制度及び年金制度、医療制度についての説明が我々の調査結果とは全く矛盾するものだった。その他、多くの構成員から各有識者に対し質問がなされた。

### 7月7日 貝塚市中央校区福祉委員会青少年問題研修会第2回全体会議にて講演

林幹事が、青少年健全育成事業の一環として、約80名を対象に話した。

### 7月13日 第4回民間団体への援助に関する検討会に出席

構成員として林幹事、随行員として高橋弁護士、望月弁護士が出席した。民間団体の報告によって、費用

不足がどこも共通した深刻な問題であることが改めて認識された。また、林幹事が、海外調査について再考してほしいと発言したが、受け入れられなかった。

**7月14日 横須賀刑務所にて講演**

宮園幹事が、被害者の視点を取り入れた教育の一環として話した。

**7月20日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席**

岡村代表幹事、高橋弁護士、石山弁護士が出席した。「犯罪被害者等基本計画」で定められた各施策の検討及び実施に関する進捗状況が関係省庁から報告され、その後、国会議員から質問及び要望がなされた。岡村代表幹事が、内閣府に対し、経済的支援のための検討会において、昨年の基本計画検討会の成果を忠実に踏まえ、抜本的に改革する方向で論点を整理し、被害者のニーズを汲み取って欲しいと要望し、また、法務省に対し、訴訟参加につき、被害に基づく応報は種の保存から人間の当然の権利であり、被害者は処罰を請求する訴追権までは譲っていないので、この本質を見失わず議論して欲しいと要望した。その後、各被害者団体関係者からも、少年法の5年後見直しの状況などについて質問がなされた。

**7月24日 第4回支援のための連携に関する検討会に出席**

構成員として本村幹事、随行員として高橋弁護士が出席した。警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省からのヒアリングの後、質疑応答があった。海外調査について本村構成員と高井構成員が意見を述べたが、調査項目に関する内閣府の事前原案には反映されなかった。

**7月26日 第5回経済的支援に関する検討会に出席**

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士が出席した。白井構成員は、既存の制度の説明に時間をかけるのではなく、早く新しい制度をつくるための議論を始めるべきだと発言した。海外調査の調査項目や訪問先についても、日本の被害者の実情を踏まえながら皆で議論しこの場で決めてほしいと要望した。

**7月26日 「犯罪被害者の声が聞こえますか」の著者の東氏が来所**

宮園幹事、松村幹事、内村幹事、田村会計監査が懇談した。あすの会の設立からの歩みを振り返った。

**8月3日 第5回民間団体への援助に関する検討会に出席**

構成員として林幹事、随行員として高橋弁護士が出席した。林幹事は全国被害者支援ネットワークから実際に支援を受けた人と、それ以外の団体から支援を受けた人の双方から、支援を受けたときの印象についてヒアリングして欲しいとの意見を述べた。

**8月4日 第1回犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議に出席**

内閣府からの依頼により、松村幹事が構成員として出席することになった。第1回目の今回は顔合わせと今後の調査報告の打ち合わせをした。

**8月5日 財団法人全日本ろうあ連盟・全国手話通訳問題研究会主催「第39回全国手話通訳問題研究集会 in えひめ」にて講演**

林幹事が「犯罪被害者と人権」と題して話した。

**8月7日 第5回支援のための連携に関する検討会に出席**

構成員として本村幹事が出席した。国内の被害者支援に携わる有識者（民間支援センターの方、行政の方、弁護士など）が現状の支援状況と課題について報告した。今後、支援の連携を強化する上で、制度改革や拡充が必要な点について意見が述べられた各者に共通している課題は、支援者の人材育成であった。

**8月25日 第6回経済的支援に関する検討会に出席**

構成員として岡村代表幹事、随行員として高橋弁護士、池田弁護士が出席した。論点整理について意見交換が行われたあと、経済的支援制度のあるべき姿について検討が行われた。支援の理念としては社会の連帯共助の考えを基礎とすべきではないか、一般財源・保険料・寄付金が財源として考えられるのではないか、給付水準は自賠責が参考になるのではないかといった意見がでた。医療費を一度自分で負担する制度は大きな負担になることや、継続的にカウンセリング費用を支援する必要性も指摘された。

**8月30日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席**

岡村代表幹事、白井弁護士、高橋弁護士が出席した。岡村代表幹事は訴訟参加、附帯私訴の必要性を強調した。この二つの制度の創設について、法務省が9月に法制審議会に諮問するとの報告があった。

**8月30日 栃木県生活環境部人権同和対策課主催「映画と講演のつどい」にて講演**

高橋弁護士が、「犯罪被害者を守るために」というテーマで話した。人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」も上映された。

**9月2日 日本弁護士連合会、新潟弁護士連合会、関東弁護士会連合会主催「第8回犯罪被害者支援全国**

「経験交流集会」に参加

本村幹事がパネリストとして、「犯罪被害者支援における民間支援団体および弁護士の役割と課題」というテーマで発言した。

**9月4日 上川陽子衆議院議員を訪問**

岡村代表幹事、京野弁護士、高橋弁護士が、訴訟参加、附帯私訴について協力を要請した。

**9月7日 第9回愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会にて講演**

本村幹事が、「犯罪被害者支援の現状と必要な権利」と題して、話した。

**9月8日 高知県警察鈴木本部長が来所**

岡村代表幹事が、こうち被害者支援センター（仮称）設立について協力の要請を受けた。

**9月13日 保岡興治衆議院議員、上川陽子衆議院議員を訪問**

岡村代表幹事、京野弁護士、高橋弁護士が、訴訟参加、附帯私訴について協力を要請した。

**9月14日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席**

岡村代表幹事、白井弁護士、高橋弁護士、池田弁護士が出席した。経済的支援に関する検討会座長の國松孝次氏より審議状況の説明がされた。

**9月15日 被害者支援都民センター主催犯罪被害者支援シンポジウム～犯罪被害者等基本法と被害者支援～にて講演**

岡村代表幹事が犯罪被害者等基本法および計画ができるまでの苦労を話した。

**9月19日 第2回犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議に出席**

構成員として松村幹事が出席した。調査事項についての討議がおこなわれた。

**9月20日 日弁連の松坂英明副会長と意見を交換**

岡村代表幹事、白井弁護士、守屋弁護士、高橋弁護士が出席した。訴訟参加、附帯私訴について、日弁連の見解を聞き取り、またこちらの見解も伝えた。

**9月21日 早川忠孝衆議院議員を訪問**

岡村代表幹事、高橋弁護士が、訴訟参加、附帯私訴について協力を要請した。

**9月23日 平成18年度志木市人権研修会にて講演**

松村幹事が「『犯罪被害者の人権』について考える」というテーマで、一般市民約50名に話した。

**9月25日 司法・法曹記者クラブの記者と意見を交換**

京野弁護士、守屋弁護士、後藤弁護士、高橋弁護士、松村幹事が、訴訟参加、附帯私訴について、「あすの会」の制度案要綱に基づき記者15人に説明した。法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会の設置を受け、今後、継続的に記者と意見交換をしていくことにした。

**9月26日 第7回経済的支援に関する検討会に出席**

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士が出席した。海外調査（イギリス、フランス、ドイツ）に参加した平井構成員（オムロン株式会社特別顧問）から、どの国でも、常に犯罪被害者の立場に立って運用されており、被害者の視点から補償されているということを強く感じた。と大変に有意義な概要報告があった。その他医療費の無償化、一時金について議論された。

**9月30日 とやま被害者支援センター設立記念シンポジウムにて講演**

本村幹事が、「犯罪被害者支援に求められるもの」というテーマで話した。また、その後のパネルディスカッションにも参加した。

○以下7月14日に横須賀刑務所で講演した宮園幹事の感想です。

「横須賀刑務所は緑豊かな環境の中もあり、一面芝生に覆われたグラウンドは高校か、大学のキャンパスを思わせるような施設でした。当刑務所は、刑期が10ヶ月から、3~4年の初犯の者を収容する所で、定員257名に対し、現在は290名前後が服役しているとのことでした。受刑者の日課は、午前6時50分の起床から、夜9時の就寝迄、8時間の刑務作業の他は、3回の食事、1時間40分の学習、余暇、入浴等と一般人とあまり変わりない生活で、しかも土日は刑務作業なしで、自由を束縛されている以外は、一般社会と変わらず、事件に遭って苦しんでいる犯罪被害者より恵まれているのではないかと思えるような実態で、果たしてこれで、犯罪者に贖罪意識が生まれるのか甚だ疑問に思った次第です。」

## 幹事会の報告

### 第60回 平成18年6月11日(日) 出席者7名

6月10日に開かれた犯罪被害者学会の模様が報告されました。白井弁護士が犯罪被害者の訴訟参加について熱弁を振るわれたのに続き、川出東大教授もそれは認められるべきだと述べられたとのことです。この意見は、若い後輩達が被害者の訴訟参加容認の意見を述べやすくする効果があると期待できます。「検討のための会」での参加委員の発言は、会を代表する発言と受け取られるので、可能な限り幹事会で充分討議されることが望ましいことを確認しました。

犯罪被害者週間については、当会獨自行事として11月25日(土)に大会を開催することになりました。行事の詳細は、今後詰めますが、並行して全国の中学生・高校生に「犯罪被害者になるとはどういうことなのか、命の大切さ」を訴える機会をつくる事にしました。

### 第61回幹事会 平成18年7月9日(日) 出席者12名

検討のための会の構成員、随行員から報告がなされました。被害者の立場から、真に被害者のためになる要望を主張し、より多く施策に取りこまれることが望されます。

次に犯罪被害者週間の大会について被害者の体験報告や会員による人形劇など案が出されました。会員による講演活動なども提案されました。

### 第62回幹事会 平成18年9月10日(日) 出席者13名

2ヶ月後に迫った犯罪被害者週間行事の大会のスケジュールを細かく決めていきました。日時は11月25日(土) 13:00~17:00 場所はJR水道橋駅近くにある『全水道会館』を予定しています。主題は「犯罪被害者運動のあゆみと今後」で、犯罪被害者運動の先人で犯罪被害者給付金制度の基を作った故市瀬朝一氏の足跡をふりかえる内容となります。市瀬氏の運動と「あすの会」の運動とは30年ものブランクがあり、その間、国は犯罪被害者の権利などにも認めておらず、被害者が置かれている現状は、当時と少しも変わっていないのに驚きました。

附帯私訴や訴訟参加などの方向性が討議されることになる法制審議会刑事法部会委員に、「あすの会」は岡村代表を推薦することにしました。10月3日から予備日を含めて1月30日までに8回開かれるハードな日程となっています。

## 関東集会の報告

### 第52回 平成18年6月17日(土) 参加者18名(会員12名)

「あすの会」の顧問の諸澤常磐大学理事長が会員である日本被害者学会17回学術大会に岡村代表と顧問弁護団の弁護士が参加し、訴訟参加、附帯私訴について会場発言をしました。参加している学会会員からも応援発言を得たとの報告がありました。

次に、「あすの会」顧問弁護団の石山貴明弁護士に、「現在の司法制度の下で犯罪被害者が要求できること」というテーマで講演をしていただきました。理不尽な被害を受けたとき、国が何かしてくれるのだろうと思って、待っていてはいけない。重大事件の場合は、被害者が行動をおこさなくとも捜査は進められるが、小さい事件の場合は、被害届けや告訴など自分でしなくてはならないことなどを話してくださいました。そして今の裁判は当事者制度なので被害者は蚊帳の外、被害者の権利があまりにも少ないことを知りました。被害者は突然の事件に出会い、パニック状態の中で、いろいろと悩まなければなりません。今日の講演はあの時知っておけばよかったという会員の声が聞かれました。

### 第53回 平成18年7月15日(土) 参加者27名(会員15名)

岡村代表が久しぶりに出席されました。内閣府の委員会(犯罪被害者等施策推進会議検討会)で公の秩序のための裁判でなく被害者のためもある裁判という項目も記載され、被害者の求めている声、要求を吸い上げなければならないという認識がでてきたが、まだ被害者の権利確立の入り口にやっとたどり着いたばかりだとお話を下さいました。委員会は当日の議論だけでなく前段階での書類準備などハードスケジュールだったと聞いておりました。

その後、高橋弁護士から「被害者と裁判のかかわり」と題し、事件が起きてから裁判の終了までを図表にして説明していただきました。無我夢中のうちに終ってしまった自分の事件の、判決までの過程が、よく理解できました。

### 第54回 平成18年9月16日(土) 参加者25名(会員18名)

8月が休会でしたので皆さんとお会いしてホッとした表情でした。会員の渡辺啓子さんの訃報に伴い、参加者全員で冥福を祈り黙祷をしました。またご主人の渡辺保さんからのコメントも出されました。ニュースレターに会員の声を載せることを皆さんに伺ったところ賛成が得られました。

新会員の伊藤氏より自己紹介がありました。「ある日突然犯罪被害者遺族になり、法律知識がないまま臨んだ裁判やマスコミ対応に苦慮した。現在弁護士となり、「あすの会」の顧問弁護団の一員として勉強している。普通の一般の家庭が犯罪に巻き込まれた経験からなんらかの力になれると思う。」との挨拶に会員は心強く感じました。

その後、高橋弁護士から「犯罪被害者等基本計画施策推進進捗状況」について講演していただきました。訴訟参加、附帯私訴の実現まであと一歩のところにきました。

〈次回以降のお知らせ〉

1月20日（土）、2月17日（土） 13時～17時  
全水道会館 東京都文京区本郷1-4-1 TEL 03(3816)4196  
会費 1,000円

## 関西集会の報告

### 第62回 平成18年6月4日（日） 参加者25名（会員14名）

林幹事より、犯罪被害者週間での取組みの説明が有り、前回交流した、大阪府庁の基本計画実施についての実施状況が、大きな評価を得ている旨、報告が有りました。今後、各自治体に対し、問い合わせを続けていくことを確認しました。今後も、基本計画は、3つの検討会の内容を含め、皆で勉強していきます。常磐大学国際被害者学研究所のアンケートについて、被害者の視点での意見を交換し、より内容を深めたものにして発表していただけるよう協力しました。

行刑施設受刑者処遇法・監獄法について、参加の報道関係の方と一緒に、贖罪教育が全く無い現状をふまえて、更正教育のあり方、又、刑務官の不足など施設として抱える問題点など、見学や取材で得た知識などを交換しながら、犯罪のない社会づくりについて考えました。あわせて奈良少年院見学の報告も行いました。支援傍聴は、奈良女兒殺害事件と、姉妹殺人放火事件を傍聴しました。

### 第63回 平成18年7月2日（日） 参加者20名（会員18名）

毎回20人程度の参加者が定着しています。林幹事から、「あすの会」の幹事会報告を受けました。引き続き「被害者が望む支援のあり方」について討論しました。基本計画推進会議、基本計画専門委員会検討のための会、被害者支援ネットワーク、外国の状況などの現状報告を聞いた後、被害者中心でない支援ネットワークでは問題解決にならないし、どうすれば適切な支援組織が出来るのか模索しているが、結論は出ないまま次回に持ち越すこととなりました。

奈良女兒誘惑殺害事件の傍聴報告を受け、その後、常磐大学から犯罪被害についてのアンケート調査がなされました。

宇治初等少年院見学の感想が述べられ、次回は少女少年院の見学を予定し終了しました。

### 第64回 平成18年8月6日（日） 参加者22名（会員17名）

幹事会報告を受け、その内容を討議しました。

講演として、東氏が来られ、「犯罪被害者等基本法と今後の課題」をテーマに訴訟参加、附帯私訴、補償制度等のお話がありました。会場では凶悪犯罪について、被害者代理人制度の創設をあげ、国選弁護人と同じく、国家の費用負担が欧州では行われている、被害者支援のケア担当者の「要」になるのは被害者であることが、大事なのではないか等多くのことが活発に話し合われました。

### 第65回 平成18年9月3日（日） 参加人数32名（会員21名）

『被害者が望む支援とは』（制度と組織）について意見を出し合い、問題点や望むものが多岐に渡りました。この議題については、まだまだ意見を出し合い明確にまとめる必要があると思います。私としてはご参加頂いた常磐大、国際被害者学研究所、専任研究員の小林さんの「被害者学研究所が出来たが被害者のニーズに従って社会に訴えていくうとする体制がまだ出来ていない、声を上げている被害者にしか kontaktを取れていない」という言葉が耳に残っています。声を上げる事すら出来ない被害者が望むもの...私達は代弁出来ているのだろうかと...。

あと小林さんから第12回世界被害者学会での発表報告があり、米国では支援に適した人かのチェックがある事や支援者の意識が高いなどの事をお話し頂きました。

## &lt;次回以降のお知らせ&gt;

1月7日（日） 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800

2月4日（日） 13時～17時

あすてっぷKOBE 神戸市中央区橋通3-4-3 TEL 078(361)6977

会費 1,000円

**九州集会の報告****第23回 平成18年7月23日（日） 参加者7名（会員6名）**

九州は記録的な豪雨に見舞われ各地で被害が出ました。会員の家族にも被災された方がおられます。一日も早く復興されることをお祈り申し上げます。集会当日も豪雨のさなか参加していただきお礼申し上げます。

幹事会報告、会員の活動報告および近況報告の後に、犯罪被害者週間について意見が出され、九州集会においても何らかの啓蒙活動を積極的に行おうではないかと提案されました。次回の集会において具体的な案を決定する事にしました。

熊本の会員より9月3日に開催する「交通犯罪被害者支援フォーラム」の参加協力要請がありました。

次回の24回集会では九州集会の犯罪被害者週間での活動を決めたいと思っています。

**第24回 平成18年9月24日（日） 参加者9名（会員7名）**

幹事会報告（犯罪被害者週間の記念行事の計画の説明、検討会の進捗状況と活動報告、猪野氏・尾ノ井氏の国家賠償裁判は最高裁で上告却下の判決、他）。会員の活動報告および近況報告。

犯罪被害者週間について九州集会でも啓蒙活動を予定しているが、現在、打診中で返事待ちの状態です。

当会、会員となられた松尾氏より、奥様が被害者となられた事件、1999年9月JR下関駅で起こった無差別殺傷事件の詳細と刑事裁判の報告がなされました。

読売新聞の小川氏より大分県で2002年1月、留学生の世話をしていた会社会長夫婦を金目当てに殺傷した事件の判決公判が大分地裁で開かれた経過報告がされました。裁判の経過報告がなされると、改めて被害者不在の裁判をひしひしと感じさせられました。訴訟参加が一日も早く実現するように頑張りましょう。

皆さん聞いて下さい！某氏のところへ犯罪対策室より「給付金の申請をして下さい」と要請があり、申請をしたそうです。ところが数日後、全く関係ない人から「給付金の申請をしたそうですね」と職場の方へ尋ねにきたそうです。それで周知に知れる事になり大変嫌な思いをさせられたそうです。この様なことが未だに九州で行われています。怒ってください。

## &lt;次回以降のお知らせ&gt;

1月28日（日）、3月25日（日） 13時～17時

福岡県農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092(761)6550

**弁護団会議の報告****第6回 平成18年6月12日（月） 参加者16名**

「経済的支援に関する検討会」での支援等を立案するため、社会福祉士・介護支援専門員の加藤和奈氏においていただき、今日の社会保険制度全般の説明を受けました。社会保険の役割から始まり、医療保険制度、年金保険制度、介護保険制度、身体障害者制度、障害者自立支援法について、目的・定義、根拠、種類、対象、給付方法等につき、組織・立体的な説明を受けました。資料もコンパクトにまとめられており、参加者の知識増加・整理に役立ちました。特に犯罪被害者が重傷を負い、要介護認定該当者になった場合、認定された等級によって、きめ細かいケアプランが作成されること、また、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されているが、そのサービスの対価が応能負担（所得に応じて負担）から応益負担（所得とは関係なく定率負担）になった事等を再確認しました。

**第7回 平成18年7月3日（月） 参加者12名**

平成18年6月30日に行われた基本計画に基づく3つの検討会の合同会議の内容について、委員及び随行員からの報告がなされました。

会議の内容は、事後に行われる海外調査のためにも、大学教授等の有識者により、ドイツ・フランス・

イギリス・アメリカの犯罪被害者支援制度についての説明を受けるというものでした。それらの制度についての説明自体は、有意義な面もありましたが、説明の時間が長く、海外調査においてどのようなことをなすべきかという検討は、限られた時間の中、十分になすことができませんでした。

そのため、過去に海外調査を行った経験がある当会としては、より充実した海外調査が行われるように、海外調査の目的・訪問先・質問事項等について及びそれらの検討方法についての意見書を提出することを話し合いました。

#### 第8回 平成18年7月22日（土） 参加者14名

平成18年7月26日に行われる経済的支援に関する検討会の議題である海外調査における調査項目（事務局案）に対する修正・追加意見を検討しました。事務局案に対し、①犯罪被害者補償制度に基づく給付は国家の恩恵か、それとも国家の義務か、②犯罪被害者補償制度に基づく年金の財源、支給基準及び他の社会保障制度に基づく支給との併給調整、③後遺症が残った場合における支給の有無等の調査項目を追加するよう要求することにしました。

また、安部教授によるドイツの制度解説に対する補足意見について検討しました。

#### 第9回 平成18年8月8日（火） 参加者9名

経済的支援に関する検討会において、犯罪被害者のための新しい制度を作成する上で、参考となると思われる現行の制度が取り上げされました。具体的には、「医療保険制度」、「公的年金制度」、「介護保険制度」、「障害者保険福祉施策」、「原子爆弾被爆者に対する援護」、「公害健康被害補償制度」及び「労働者災害補償制度」です。

それらの制度について、単に現行制度の説明を受けるというだけでは、十分な検討は行えないことから、それらの制度のうち、どのようなものが犯罪被害者にとって有用に活用できるか、将来的に犯罪被害者のために新たな制度を設ける上では、どのように改良すべきかなどということについて、十分な話し合いができるように、現状の問題点などをまとめて、参考となるような書面を作成しました。

#### 第10回 平成18年8月21日（月） 参加者10名

平成18年8月25日に行われる予定の経済的支援に関する検討会につき、内閣府から論点整理表が送付されたため、「あすの会」の論点に対する意見を検討しました。

内容としては、補償金額が低額で見舞金的な性格の現行制度の問題点を指摘し、①被害者には被害以前の生活を保障される権利があることをきちんと認めるべきこと、②医療費の自己負担部分を無償化すべきこと、③通院費・付添費など医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車椅子、義肢等の補装具の費用等の補償をすべきこと、④過去の犯罪被害者等にも遡及的に適用するべきこと、⑤年払制度を導入する必要があること等をまとめました。

#### 第11回 平成18年9月5日（火） 参加者17名

犯罪被害者等に対する経済的な支援をより拡充するために、現行の犯罪被害者等給付金支給法より内容を充実させた補償制度を作ることに向けての話し合いを行いました。具体的にどのような内容の補償制度を作るべきかということについては、以前小冊子としてまとめた「訴訟参加制度案要綱」、「附帯私訴制度案要綱」と同様、「犯罪被害者補償制度案要綱」としてまとめる予定です。

また、今回の会議では、今後行われる若手議員との会合に向けて、「訴訟参加」についての日弁連と当会の意見の違いについて、説明が容易にできるように、わかりやすい比較表の作成を行いました。

#### 第12回 平成18年9月26日（火） 参加者14名

前回の弁護団会議に引き続き、当会において作成する「犯罪被害者補償制度案要綱」の作成についての話し合いを行いました。

また、犯罪被害者等に対する経済的な支援を拡充するための議論を十分になしうるよう、諸外国における犯罪被害者に対する施策、経済的な支援、日本における犯罪被害者等に対する給付例、平成19年度犯罪被害者等施策関係予算概算要求、犯罪者の収容等にかかる諸費用等や交通反則金の使われ方など、関連する事項について多角的な検討を行いました。

## 報道おぼえがき

- 6月2日 強殺米兵に無期懲役の判決が下る（横浜地裁）
- 6月9日 ドラム缶焼殺事件の2被告の死刑が確定する（最高裁）
- 6月14日 ネット殺人事件の実行犯に無期懲役、依頼父子に懲役20、13年の判決が下る（長野地裁）
- 6月20日 山口母子殺害事件の2審の無期判決が破棄される（最高裁）
- 7月4日 広島女兒殺害事件のヤギ被告に無期懲役の判決が下る（広島地裁）
- 7月9日 水戸の両親殺害事件の19歳少年の鑑定留置が認められる（水戸地裁）
- 7月18日 秋田小一男児殺害事件の畠山被告が、小4長女の殺害を認める
- 7月19日 岩手県洋野町の母娘が殺害される
- 7月20日 ホームレス男性殺害事件の元高校生らに懲役13年の判決が下る（東京地裁）
- 8月9日 和歌山県高野町の店主殺害で16歳の逆送が決定する（和歌山家裁）
- 8月18日 サリン事件の土谷被告に2審も死刑の判決が下る（東京高裁）
- 8月24日 宮崎県延岡市で男が高校生2人を刃物で殺傷する
- 8月23日 埼玉県吉川市で中1が住宅に放火し、小6が死亡する
- 8月25日 福岡市職員の男が飲酒運転で車に追突し、3幼児が死亡する
- 8月28日 山口県周南市の徳山工業高専で女子学生が殺害される
- 8月27日 北海道稚内市の高1長男と友人が母親を殺害する
- 8月29日 横浜市瀬谷区の女性会社員殺害事件で二審も無期懲役の判決が下る（東京高裁）
- 8月30日 桶川ストーカー事件で国家賠償請求訴訟の上告が棄却される（最高裁）
- 8月30日 兵庫ストーカー事件で国家賠償請求訴訟の上告が棄却される（最高裁）
- 9月1日 栃木の牧場夫婦殺人放火事件で死刑が確定する（最高裁）
- 9月5日 桶川ストーカー事件で首謀者の無期懲役が確定する（最高裁）
- 9月6日 法務省が法制審議会に、訴訟参加、附帯私訴をはじめ、情報の保護、公判記録の閲覧・贈写範囲の拡大、情報の保護などについて諮詢する
- 9月7日 大阪堺夫婦殺人事件で死刑が確定する（最高裁）
- 9月8日 福岡県飯塚2女兒殺人事件で死刑が確定する（最高裁）
- 9月15日 麻原彰晃（松本智津夫）被告の死刑が確定する（最高裁）
- 9月15日 北海道稚内市の母殺害で友人と少年を家裁送致が決定する（旭川家裁）
- 9月17日 大阪府高槻市で郵便局員がタクシー運転手を殺害する
- 9月19日 埼玉県吉川市の放火で自立支援施設へ中1送致を決定する（さいたま家裁）
- 9月21日 宮崎の2女性殺害事件で死刑が確定する（最高裁）
- 9月23日 川崎市で深夜に女性が刺殺される
- 9月26日 奈良の女兒誘拐殺害事件で小林薰被告に死刑判決が下る（奈良地裁）
- 9月25日 北海道恵庭市の女性殺害事件で被告の懲役16年が確定する（最高裁）

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

#### □郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

#### □三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」

#### □三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」

### おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。



## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいようお願ひいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽に電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773



### あとがき

小泉内閣に代わり、安倍内閣が誕生いたしました。犯罪被害者等に関する法的整備が目覚しく進んだこの数年は、犯罪被害者の人権確立の観点から見ても特筆に値する年月がありました。その推進力が、我々の会の署名活動であったし、それに基づく小泉総理大臣への直訴、さらには、総理主導による自民党と政府の取り組みでありました。小泉前総理大臣に深く感謝いたします。

法制審議会で我々の悲願である「公訴参加」、「附帯私訴」についての審議が始まりました。岡村代表も構成員として参加され、その実現に全力をあげる闘いを始めました。代表が健康に留意されることを願い、我々も全面的に代表を応援しています。